

## 【委託連携加算】

問1 委託連携加算の算定にあたり地域包括支援センターから委託する居宅介護支援事業所に提供する情報とは何か。

(答) 委託連携加算の算定にあたり委託する居宅介護支援事業所に提供する情報について解釈通知等では示されていない。多くの地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所へ委託するにあたり、利用者の要介護認定等の資料を提供している現状に鑑み、加算算定に必要な情報とは、利用者に関する要介護認定等の資料提供に係る申出により取得した情報とする。なお、個人情報の保護に配慮し、必要に応じこの他の地域包括支援センターが保有する利用者に関する情報を居宅介護支援事業所に提供すること。

問2 委託連携加算の算定にあたり地域包括支援センターが委託する居宅介護支援事業所に対して行う介護予防サービス計画の作成等の協力とは何か。

(答) 委託連携加算の算定にあたり地域包括支援センターが行う介護予防サービス計画作成等に対する協力について解釈通知等では示されていないが、目黒区では、「介護予防ケアマネジメントマニュアル」表7において居宅介護支援事業所へ介護予防サービス計画作成を委託する場合のプロセスを示しているため、原則このプロセスに沿った対応をしている場合に加算を算定できる。

しかし、地域包括支援センターからの委託をしやすくする環境を整備するという本加算の趣旨に鑑み、目黒区では加算算定に必要な協力とは、サービス担当者会議後に居宅介護支援事業所から提出された介護予防サービス計画書の内容を確認し地域包括支援センターの意見を記入することとする。

## 【運動器機能向上加算廃止（基本報酬への包括化）】

問1 運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬へ包括化されたが、今まで作成していた運動器機能向上計画書や体力測定は必要か。また、今まで加算を算定していなかった利用者に運動器機能向上の取組を実施する必要があるか。

(答) 運動器機能向上加算の算定において要件となっていた運動器機能向上計画書の作成や体力測定を実施しなくても、予防通所介護計画書の中に運動器機能向上サービスを位置付け、通常のモニタリングを行えば、基本報酬は算定できる。なお、予防通所介護計画書には利用者が運動の目的・目標等を理解できるように記載がされていれば差し支えない。

また、基本報酬へ包括化されたことを鑑み、今まで加算を算定していなかった利用者にも運動器機能向上の取組を実施する必要がある。

なお、本件については、通所介護・通所リハビリ分科会で情報提供済である。

【通所型独自送迎減算】

問1 通所型予防給付相当サービスの送迎減算の上限について示されたい。

(答) 送迎減算は片道につき「-47 単位」だが、複数回分の減算においては、いわゆる週1回程度のサービスを算定している場合は、1月につき376単位の範囲内(往復の減算で月4回分)で、週2回以上程度のサービスを算定している場合は1月につき752単位の範囲内(往復の減算で月8回分)で減算となる。

なお、この送迎減算に関しては、上限ごとのサービスコードは設定できないため、減算が発生する場合は上限を超えないよう注意されたい。